

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年8月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：全世界（広域）港湾分野における協力戦略策定及びデジタル化・サイバーセキュリティに関する情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：全世界（広域）港湾分野における協力戦略策定及びデジタル化・サイバーセキュリティに関する情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00602

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年8月26日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：全世界（広域）港湾分野における協力戦略策定及びデジタル化・サイバーセキュリティに関する情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2026年11月 ～ 2027年6月
先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。
- (6) 部分払の設定
本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。²具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。
 - 1) 2026年度末（2027年2月頃）

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
社会基盤部 運輸交通グループ第二チーム

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	競争参加資格確認申請書	2026 年 9 月 4 日 12 時まで
2	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2026 年 9 月 11 日 まで
3	資料ダウンロード期限	2026 年 9 月 1 日 まで
4	企画競争説明書に対する質問	2026 年 9 月 2 日 12 時まで
5	質問への回答	2026 年 9 月 7 日 まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出	2026 年 9 月 18 日 12 時まで
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
9	見積書の開封	2026 年 10 月 9 日 10 時
10	評価結果の通知	見積書開封日時から 1 営業日まで
11	技術評価説明の申込（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（４）競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 54-55 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の３）に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

- １）提出期限： 上記２．（３）参照
- ２）提出書類：プロポーザル作成ガイドラインの 54-55 ページに記載する 10 点の書類をご提出ください。
- ３）提出方法： 上記１）の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。（件名：「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼（調達管理番号）（法人名）」）
※依頼が 1 営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ４）確認結果の通知：上記２．（３）日程の期日までにメールにて通知します。

４．資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/etyU5RMrXx>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより

行います。この際に、交渉順位 1 位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第 3 章 4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第 3 章 4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第 3 章 4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と 2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第 3 章 4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別添「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」

- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（３）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記２．（３）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（４）契約交渉権者の決定方法

- １）総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- ２）総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- ３）最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- ４）応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

８．評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

これまで JICA は、各国の増加する貨物や港湾施設の老朽化への対応などの相手国からの要請に基づき、世界各開発途上国の主要港湾の整備やマスタープランの策定、運営・維持管理能力強化等を支援してきた。こうした物流や産業立地を支える基幹インフラとしての港湾の機能強化を通じて、港湾分野の協力に取り組んできた。

一方で、近年、港湾を取り巻く環境は大きく変化している。定時運航や大量輸送による経済性に向けた船舶の大型化や海運アライアンスの再編に伴い、基幹航路の寄港地の絞り込みが進展している。また、地政学的リスクやサイバー攻撃の高まりに伴い、サプライチェーンの分断やリードタイム長期化への懸念が増している。さらに、気候変動による自然災害の激甚化も加わり、海上輸送のリスクが高まる中、経済安全保障の観点から港湾の重要性はこれまで以上に高まっている。

そのような中、途上国では港湾の混雑、施設の老朽化、運営・維持管理能力の不足に加え、デジタル化・統合・自動化の遅れ、民間投資の活用、気候変動への対応等がボトルネックとなっている。これにより物流コストの増加や港湾の信頼性の低下を招き、港湾が国際物流ネットワークの一部として持続的な連結性を確保する上での課題となっている。

特に港湾のデジタル化・統合・自動化の進展に伴い、システム障害やサイバー攻撃が港湾運営に与える影響も大きくなるため、サイバーセキュリティは港湾デジタル化を安全かつ持続的に進めるための重要な要素となっている。日本国内では、2023 年の名古屋港におけるランサムウェア事案を契機に、港湾におけるデジタル基盤の安定運用及びサイバーリスク管理の重要性が再認識された。また、国際海事機関（IMO）の 2025 年改訂ガイドライン³は、デジタル化・統合・自動化が進む海事分野において、サイバーリスク管理の強化を求めている。さらに「港湾ロジスティクス」及び「デジタル・サ

³ [MSC-FAL.1-Circ.3-Rev.3.pdf](#)

「サイバーセキュリティ」は日本政府の成長戦略 17 分野においても重点分野とされて³あり、今後オファー型協力を含め、本分野は JICA の港湾協力における重要なコンポーネントとなることが期待される。

このため、今後の港湾協力においては、従来の港湾の計画・整備や運営・維持管理に関する支援に加え、官民連携、脱炭素化への対応、デジタル化や DX の活用、サイバーセキュリティ対策等を含め、各国が国際物流ネットワークの中で持続可能な役割を果たすための多様なアプローチが必要である。こうしたニーズや対応手法は、国際物流ネットワークの中での機能や位置づけ、各国・各港湾の発展段階に応じて多様であるため、港湾の類型別の特性を踏まえた上で、協力の方向性を体系的に整理する必要がある。本調査ではこのような課題認識のもと、JICA による港湾協力全体の戦略の検討に加え、特に重要性が高まっている港湾のデジタル化についてはより詳細を整理する。具体的には、ASEAN 地域等における港湾デジタル化の現状、制度・政策、組織体制、業務プロセス、データ連携、人材育成、民間事業者の関与、他ドナー支援等を把握するとともに、サイバーセキュリティを含むデジタル化推進上の課題を整理する。

以上を通じて、本調査では、港湾分野の世界的な動向を踏まえ、港湾計画・整備、運営・維持管理、官民連携、脱炭素化、デジタル化・DX 及びサイバーセキュリティ等の分野において、各港湾の特性や経済安全保障の観点を踏まえて JICA の協力アプローチの方向性を整理・検討する。さらに、その中でも重要性が高まっている港湾デジタル化・サイバーセキュリティについては、ASEAN 地域及び大洋州地域を対象として、現状及び課題をより詳細に分析し、具体的な協力アプローチを検討することを目的とする。

第2条 調査の目的と範囲

港湾分野の世界的動向を把握した上で、港湾の特性に応じた全世界主要港湾の類型化を行う。その後、港湾協力を取り巻く環境として我が国の政策や経済安全保障における港湾の役割を整理する。これらを踏まえて、経済安全保障の観点から港湾のデジタル化・サイバーセキュリティについて、地政学的な重要性が高く、JICA によるデジタル化・サイバーセキュリティ及び港湾協力が比較的多い ASEAN 地域及び大洋州地域の ODA 対象国（シンガポール、ブルネイを除く ASEAN 9 カ国、及びフィジー、パプアニューギニア、キリバス、ナウル等の大洋州の ODA 対象国）・各港湾の現状、課題及び取り組み状況を把握するとともに、今後の案件形成の促進を図るため、ASEAN 地域及び大洋州地域を対象としたオンラインセミナーを実施する。さらに、港湾のデジタル化・サイバーセキュリティについては、必要な機材や人材育成方針等を整理の上メニュー化し、JICA が実施する港湾向け協力形成の検討の際に参照する職員向けガイドライン（案）及び外部コンサルタント向けガイドラインを作成する。

以上の調査を基に、デジタル化・サイバーセキュリティ含めた港湾協力の方向性を港湾類型毎に検討しつつ、個別具体的港湾における協力候補案件も検討する。

第3条 調査実施の留意事項

- ① 国土交通省、経済産業省、国家サイバー統括室（National Cybersecurity Office。以下、「NCO」という。）等の調査も含め、本調査と類似の調査が先行して実施されている場合は、先行調査との重複を避けつつ、その成果を踏まえ、より個別具体的な調査など、本調査の範囲内にて対応可能な調査を実施する。港湾協力やデジタル化・サイバーセキュリティに関する情報については、JICAによる過去の調査、技術協力、他機関による調査レポートが存在するため、各種既存のレポート（日・英）を最大限活用する。ASEAN 各国の取り組みや現在実施中の JICA 事業に関わる本邦企業については、JICA 側からも適宜情報提供を行い、効率的に調査を実施する。
- ② デジタル化・サイバーセキュリティに関する ASEAN 各国からの情報収集及びオンラインセミナーの実施等について、必要に応じて JICA がタイにおいて技術協力を実施している日 ASEAN サイバーセキュリティ能力強化センター（AJCCBC）等と連携する。
- ③ 現地調査においては、ウェブサイトや一次資料、相手国管轄機関の担当者や関連企業から得られる情報の入手・整理に止まらず、幅広い関係者へのヒアリングや現地踏査・視察等を通じた情報の入手・分析を通じ、ODA スキームを活用した協力候補案件の発掘・提言を行う他、既存のスキームにはない方策が想定される場合は、その提言も行う。
- ④ 欧米・アジア等の政府・企業等が実施した当該及び類似分野での先行調査の経験・蓄積を活用することを目的として、外国籍保有者の活用については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に記載のとおり活用が可能である⁴。
- ⑤ 現地調査時における JICA 事務所による便宜供与は想定していない。現地関係者との打ち合わせ等は、初回においては可能な範囲で JICA 事務所による紹介や協力を行うものの、受注者が自律的に対応することが求められる。また、現地調査時に JICA 関係者（本部、事務所）が同行する場合、受注者と JICA の間で相互に調整し、調査を実施する。

第4条 調査の内容

（1）港湾分野の世界的動向と類型化

⁴ 外国籍保有者の活用について、プロポーザル作成時点で、予め上記ガイドラインの用途を超える可能性がある場合は、その理由や必要性等を記載すること。

(1)-1 国内調査による世界的な港湾分野の環境変化の調査⁵

世界貿易・海運に関する以下の点について世界的動向を情報収集・整理する。港湾デジタル化・サイバーセキュリティに特化した「(3)-1 国内調査」と連動した効率的な調査方法とする。

- 港湾開発運営における官民連携 (Public Private Partnership : PPP)
- 船舶アライアンスの再編・寄港地集約化
- 港湾と背後圏物流や工業団地等との接続
- DX (AI 含む)・自動化・サイバーセキュリティ・脱炭素等の進展
- 港湾協力・連携にかかる世界的な動向 (デュアルユース等)

(1)-2 現地調査による港湾分野の環境変化の実態把握 (ASEAN 地域または大洋州地域から2か国、計2週間程度)

基幹航路が就航し、国際物流ネットワークの中で競争力を確立・維持している港湾を2港 (1国1港) 程度想定し、(1)-1の点がどのように競争力の確立や維持につながっているか、港湾当局、港湾運営事業者、関係省庁及び船社や荷主等の民間事業者等へのヒアリングや現地視察を行う。調査結果は、(1)-3で実施する港湾類型化及び各類型の課題分析の基礎資料とするとともに、異なるタイプの港湾への適用可能性や協力アプローチを検討するための材料として活用する。

なお、現地調査は港湾デジタル化・サイバーセキュリティに関する調査(3)-2と連動して実施することを想定し、効率的な調査計画となるよう対象国を選定する。⁶

(1)-3 港湾類型と各類型の課題・協力実績整理

寄港船舶と整備・運営における官民の役割を分類の軸として、開発途上国含む世界の主要港湾を類型化し、各類型の特徴や近年の港湾分野の環境変化への対応状況、課題・ニーズを整理する。想定する類型化は以下のとおり。各類型の中でも港湾の規模や地域で細分化するなど、本業務を通じて必要に応じて類型化を精緻化する。

⁵ 限られた調査期間内で効率的かつ効果的に情報収集を行うため、机上調査で活用する資料やヒアリング候補先の選定方針・内容・実施時期含めた国内調査の具体的手法についてプロポーザルで提案すること。

⁶ 現地調査対象国と調査行程について、港湾分野の環境変化と港湾デジタル化・サイバーセキュリティの実態把握の観点から理由と共にプロポーザルにて提案すること。現時点ではタイのレムチャバン港やベトナムのカイメップ・チーバイ港のように、国際競争力の維持・強化に向けた課題や対応事例の分析を行う上で参考となる港湾や、フィジーのスバ港のように大洋州地域でのハブ機能が重要な港湾を想定している。また、対象国・対象港湾の選定に当たっては、我が国によるこれまでの協力によるネットワークの活用も考慮するとともに、戦略的位置づけの異なる港湾を選定することを想定している。上記はあくまで現時点での例示であり、これら以外の国・港湾を提案することも妨げない。実際の現地調査対象国は契約後に JICA との協議によって最終決定するため、プロポーザル時点では考え方を重視する。

- A グループ：基幹航路・地域ハブ（民間が整備・運営）
- B グループ：主要港（公共整備＋民間運営）
- C グループ：主要港（行政が整備＋運営）
- D グループ：地方港・島嶼国港（行政が整備＋運営）

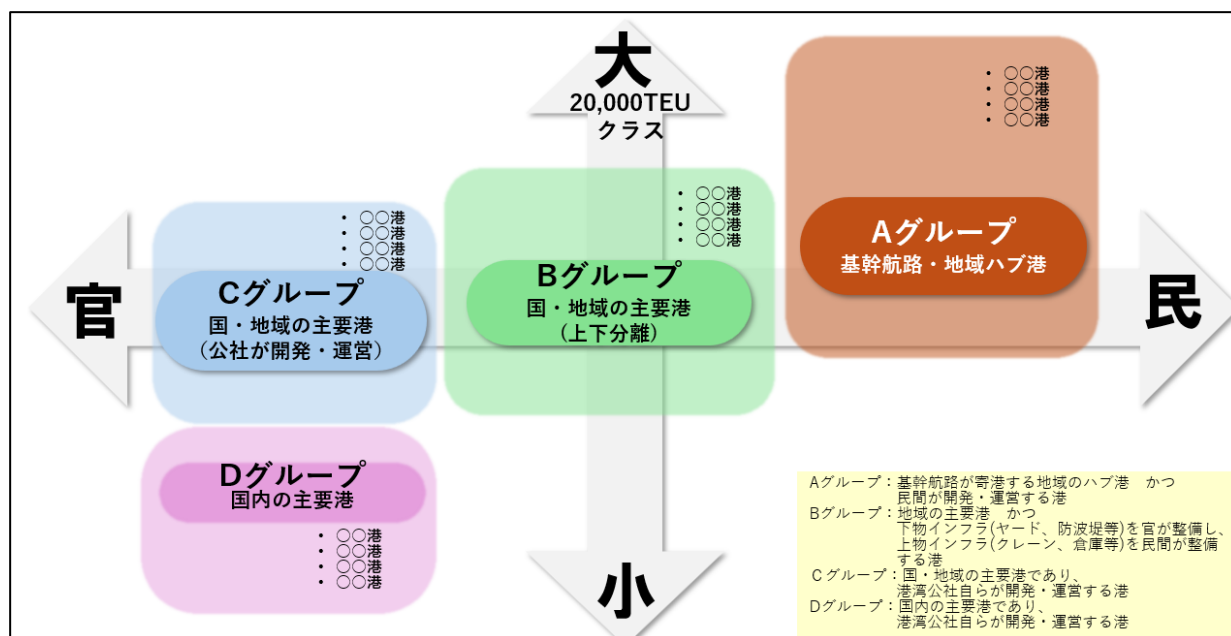


図1 港湾類型化のイメージ

(1)-4 港湾協力のレビュー

- 世界の港湾と比較した日本の港湾の強み・弱みを整理し、後述する港湾協力における他ドナーとの差別化を検討する材料とする。
- JICA・日本政府、他ドナーのこれまでの港湾協力について、年代毎に当時の世界貿易・海運の特徴と併せて港湾協力の特徴や代表協力例を整理する。
- 上記の分析結果を踏まえ、JICA・日本政府の港湾協力の強みを整理するとともに、他ドナーの港湾協力との差別化の方向性について分析する。

(2) 港湾協力を取り巻く環境

(2)-1 我が国の政策

- 自由で開かれたインド太平洋（Free and Open Indo-Pacific）⁷や日本成長戦略、国土交通省インフラシステム海外展開行動計画等、日本の港湾協力に影響を与える我が国の主要政策や関連政策について整理する。

(2)-2 経済安全保障における港湾の役割とリスク

⁷ 外務省 HP <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/101022858.pdf>

- 経済安全保障の観点から、近年の地政学的変化港湾分野の世界的動向が海上輸送や重要物資のサプライチェーンにどう関係するか、分析・整理する。その上で、日本が接続する主要航路やそのチョークポイントの現状とともに、サプライチェーンを維持する上で、物流・サプライチェーン上重要な港湾に求められる機能・役割及び潜在的な脆弱性を分析する。
- 港湾における自動化・デジタル化の進展に伴うサイバーセキュリティリスクについて、情報漏えい、システム障害、重要インフラへの攻撃等の観点から分析する。

(3) 経済安全保障を支える港湾のデジタル化/サイバーセキュリティ（ASEAN 地域及び大洋州地域）

(3) -1 国内調査⁸

下記（ア）の各項目に関し、日本国内、ASEAN 地域及び大洋州地域各国の政策・戦略・方針、標準・ガイドライン、現状・課題等について、既存の報告書やデータベースなどから情報を収集し整理・分析する。また、日本国内の官民の関係機関（外務省、国土交通省、NCO、経済産業省、港湾局、港湾管理者、ターミナル運営企業、重要インフラ事業者、関連ベンダー等）からヒアリングを行う。分析を通し不足するデータは、現地ヒアリング時の質問・情報収集事項に加え、補完していく。

（ア）調査項目

- ① 既存の類似調査・データの確認
 - 港湾における既存のデジタル化及びサイバーセキュリティ関連調査の整理
 - 国際機関（IMO、ENISA⁹、World Bank¹⁰、ITU 等）及び調査範囲の各国政府による港湾に関するデジタル化及びサイバーセキュリティ関連のレポートや報告書のレビュー
 - JICA および他ドナーによる関連案件（インフラ、物流、デジタル、セキュリティ分野）の整理
- ② 国際的な港湾を取り巻く状況
 - 港湾分野におけるデジタル化・自動化（Port Community System（PCS）、ターミナルオペレーションシステム（TOS））の進展状況

⁸ 限られた調査期間内で効率的かつ効果的に情報収集を行うため、机上調査で活用する資料やヒアリング候補先の選定方針・内容・実施時期含めた国内調査の具体的手法についてプロポーザルで提案すること。

⁹ [Port Cybersecurity – Good practices for cybersecurity in the maritime sector | ENISA](#)

¹⁰ [Cybersecurity in Ports: Shifting from Risk to Resilience](#)

- 港湾における IT (Information Technology) /OT (Operational Technology) 環境の特徴とリスク構造
 - 港湾を標的とするサイバー脅威動向 (ランサムウェア、サプライチェーン攻撃等)
 - 主要インシデント事例 (港湾停止・物流混乱事例 等) の分析
 - 国際的な規範・ガイドライン (国際海事機関(IMO)ガイドライン、米国国立標準技術研究所 (NIST) Cybersecurity Framework、IEC 62443、ISO/IEC 27001 等)
 - 調査対象国・地域における政策動向及びグッドプラクティス
 - 港湾サイバーセキュリティ対策の成熟度モデル・評価枠組み
- ③ 日本国内における港湾のデジタル化及びサイバーセキュリティ対策の現状
- 日本における港湾分野のデジタル化の状況 (Cyber Port、港湾物流システム、コンテナターミナル運用システム、ゲート管理等)
 - 重要インフラ防護政策の中における港湾の位置付け (重要インフラ防護枠組み、NCO の方針等)
 - 港湾におけるリスク管理・リスク評価の枠組み
 - 港湾分野におけるサイバーセキュリティ関連制度・ガイドライン (国土交通省、関係府省庁の指針等)
 - 港湾管理者・運営事業者における実務的対策の現状 (ネットワーク管理、アクセス制御、監視体制、委託先管理等)
 - IT/OT 融合環境におけるリスクおよび対策状況
 - インシデント対応体制および事業継続計画 (BCP) の整備状況
 - インシデント事例の分析 (例：港湾運用停止事案等からの教訓抽出)
 - デジタル化やサイバーセキュリティ関連の人材確保・育成・訓練 (演習) 実施状況
 - 港湾分野における官民連携・情報共有の仕組み
 - 日本の港湾デジタル化及びサイバーセキュリティ対策の強み・課題の整理
- ④ ASEAN 地域及び大洋州地域各国における港湾のデジタル化の現状・サイバーセキュリティ制度・体制の分析
- 港湾のデジタル化状況・課題の整理
 - 国家サイバーセキュリティ戦略、法制度、規制枠組み
 - 港湾及び重要インフラ防護に係る政策的位置付け
 - 関係機関の役割分担 (政府、規制機関、港湾管理者、事業者等)
 - 対象国内及び地域における連携体制 (CERT・CSIRT、情報共有機構等)
 - 港湾に係る国際連携の枠組み (ASEAN、二国間協力、国際連携等)

- インシデント対応・危機管理体制
- ⑤ 我が国企業・技術の適用可能性及び協力ニーズ分析
 - 日本企業や省庁の港湾のデジタル化・サイバーセキュリティ分野における技術・製品・サービスの整理
 - ASEAN 地域及び大洋州地域各国におけるデジタル化・サイバーセキュリティ対策のニーズ及びギャップの分析
 - 他ドナー支援との比較及び差別化要素の整理
 - 官民連携（PPP）を含む協カスキームの可能性検討

（イ）関係者ヒアリング

主に以下の関係者を対象とし、聴取項目を明確にし、効率的なヒアリングを実施する¹¹。

① 政府・政策・規制機関

- 外務省
- 国土交通省
- 経済産業省
- 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）
- 国家サイバー統括室（NCO）
- その他関係省庁

② 港湾管理・運営主体

- 港湾管理者
- ターミナル運営企業
- その他関連機関・企業等

③ 技術提供・支援主体

- 本邦システムインテグレーター（港湾 IT/OT）
- 本邦サイバーセキュリティベンダー
- 機器メーカー（荷役機械、制御システム等）
- その他関連機関・企業等

（ウ）作成する資料

現地調査に関し、下記を含むインセプションレポート（日・英）を作成する。下記の①、②、③には（１）-２での現地調査内容も盛り込む。

¹¹ 以下に示すものはあくまでも例示であり、プロポーザルの中で具体的なヒアリング候補先を提案すること。

- ① 調査対象国での調査方針（案）
- ② ヒアリング対象機関（案）
- ③ ヒアリング対象機関への質問状（案）
- ④ 港湾のデジタル化及びサイバーセキュリティにかかるオンラインセミナー企画書（案）
- ⑤ JICA のデジタル化・サイバーセキュリティ協力におけるガイドライン
目次案

（３）-２ 現地調査による実態把握（ASEAN または大洋州地域から２か国、計２週間程度）¹²

上記インセプションレポートに基づき、調査対象国政府の担当部局、日本大使館、JICA 事務所などに対し、今回の調査計画を説明するとともに、デジタル化・サイバーセキュリティに関して、国内調査を補足する以下の関連情報収集・ヒアリングなどを行い、JICA による協力の可能性を検討する。

- 港湾のデジタル化・サイバーセキュリティの現状・課題（特に、TOS の導入状況とその課題や本邦メーカーの TOS の比較優位や導入可能性、日本の Cyber Port の現地調査対象国への適用可能性とメリット、課題については重点的に調査する）
- 法制度・政策
- 組織体制
- 人材育成
- サイバー攻撃脅威、過去のインシデント対応

（３）-３ 港湾のデジタル化及びサイバーセキュリティにかかるオンラインセミナーの実施¹³

（ア）実施時期：2027 年 2 月～2027 年 3 月頃を想定

（イ）実施期間：1 日間（休憩含む 5～7 時間程度）を想定

¹² 現地調査対象国と調査行程について、港湾分野の環境変化と港湾デジタル化・サイバーセキュリティの実態把握の観点から理由と共にプロポーザルにて提案すること。現時点ではタイのレムチャバン港やベトナムのカイメップ・チーバイ港のように、国際競争力の維持・強化に向けた課題や対応事例の分析を行う上で参考となる港湾や、フィジーのスバ港のように大洋州地域でのハブ機能が重要な港湾を想定している。また、対象国・対象港湾の選定に当たっては、我が国によるこれまでの協力によるネットワークの活用も考慮するとともに、戦略的位置づけの異なる港湾を選定することを想定している。上記はあくまで現時点での例示であり、これら以外の国・港湾を提案することも妨げない。実際の現地調査対象国は契約後に JICA との協議によって最終決定するため、プロポーザル時点では考え方を重視する。

¹³ オンラインセミナーの開催について（カ）の目的を達成するために必要な（キ）実施内容についてより具体的な内容をプロポーザルで提案すること。実施時期や実施期間についても業務工程上より良い提案があればプロポーザルで提案すること。

(ウ)実施場所：オンライン（Zoom、Teams 等）

(エ)使用言語：英語

(オ)参加対象：

ASEAN 各国及び大洋州諸国の港湾管轄省庁の政策決定者、サイバーセキュリティ管轄省庁の政策決定者及び実務者、港湾におけるサイバーセキュリティ実務を担っている者等、30-50 名程度を想定（準備段階で内容とともに対象者を決定する）。

(カ)実施目的：

参加対象者の港湾のデジタル化及びサイバーセキュリティに関する理解促進及び課題認識の共有を図るとともに、今後の JICA 協力のニーズ把握、案件形成及び協力関係の発展につなげることを目的とする。

(キ)実施内容：

オンラインセミナーの実施内容は以下を想定する。ただし、現地調査及び国内調査等を踏まえ、JICA と協議の上で決定する。

- ① 港湾におけるリスク管理・評価方法
- ② 港湾におけるデジタル化・サイバーセキュリティの概要及び技術トレンド、国際的なグッドプラクティス
- ③ 特に ASEAN 地域における港湾におけるデジタル化・サイバー脅威トレンド・政策動向
- ④ 日本の港湾に係るデジタル化・サイバーセキュリティ政策

(ク)セミナー実施にかかる業務内容

- ① セミナー実施に係る JICA 及び関係機関との調整連絡
- ② セミナー内容、対象、日程の検討及び決定
- ③ セミナー講師の選定・依頼・謝金の支払い（一部の講義に外部講師を招く場合）
- ④ セミナー実施要項（General Information）の作成・募集・応募者の取りまとめ
- ⑤ セミナー参加者との各種調整・連絡
- ⑥ セミナーの運営
- ⑦ セミナー実施後のアンケートの実施・結果取りまとめ
- ⑧ その他セミナー実施に必要な事務作業

(ケ)使用教材の提供について

受注者が作成した教材については、JICA が再利用可能な形式で提供する。

受注者が著作権を持つ既存教材に関しては、発注者が他のプロジェクト等で再利用することは想定していないが、セミナー参加者が復習のために教材を提

供することを許諾することが求められる。受注者は、セミナー終了後、参加者に配布した教材を、受注者が著作権を持つ部分を判別できるようにした上で、JICA にクラウド上のドライブ等を介して共有する。

(3) -4 JICA のデジタル化・サイバーセキュリティ協力におけるガイドライン作成

① 概要と想定利用者：

将来的に JICA が港湾におけるデジタル化・サイバーセキュリティに係る協力を行う際に、重要な原則・指標・協力メニュー案等について、JICA 職員が参照するガイドライン案を作成する。また、デジタル化の原則等やサイバーセキュリティ対策を検討するためのリスク評価方法等を示した、コンサルタントが参照する外部向けのガイドライン案を作成する。

② それぞれのガイドライン案の内容は受注者の提案によるものとする。ただし、少なくとも以下（ア）（イ）の内容を含む。

（ア）典型的な港湾デジタルシステム構成の全体像および各サブシステムの役割（1 つの典型例に集約することが難しい場合は、例えば（1）-3「港湾類型と各類型の課題・協力実績整理」の類型別に整理するなど、複数の典型的な構成を示してもよい）。

（イ）協力案件の検討初期段階において、デジタル化及びサイバーセキュリティ対策に係る費用の概算を行うための手法（可能であれば、港湾の規模別または（1）-3「港湾類型と各類型の課題・協力実績整理」の類型別に整理するなど、複数の概算手法を提示することが望ましい）

③ 拡張性の担保：

本調査は港湾を調査対象とするものであるが、JICA の行う協力（特に資金協力）の中には、電力、通信、交通等そのほかの重要インフラも多く含まれる。そのため、本業務で作成するガイドラインはその他重要インフラについてのガイドラインを作成する際も参考とされることが見込まれる。したがって、構成は港湾に特化するものではなく、内容の整合性が担保される範囲において、目次や構成については可能な限り一般化する。

④ 資金協力に関する内容：

将来的に JICA が本分野に係る協力案を検討する際には、人材育成のみならず、技術協力プロジェクト内における機材供与、無償資金協力や円借款事業の一部におけるサイバーセキュリティ対策の導入等が想定される。したがって、本調査においては、機材に係る検討をより効率化するために、港湾に係る IT 製品、サイバーセキュリティ機材及びサービスを提供している本邦企業のリストを包含する。リストは製品・サービス名だけでなく、製品・サービスの

種類等に基づいた区分を行ったうえで、提供企業、対応するサイバー攻撃脅威、製品概要が分かる構成とする。

⑤ 技術協力に関する内容：

JICA が本分野に係る協力案の一つとして、技術協力プロジェクト内における人材育成と連動したトレーニング用の機材供与の可能性が想定される。したがって、JICA 職員向けガイドライン案においては、デジタル化及び IT/OT セキュリティトレーニングの具体的な内容や、必要となる機材及び教材を提供している本邦企業のリストおよび提供可能サービスや機材の内容案を包含する。

⑥ 既存ガイドラインの参照：

ガイドラインの作成に当たっては、目次や全体構成、指標等について JICA がこれまでに作成した他分野のガイドラインを参考にする。

（４）港湾協力戦略の検討

（４）-１ 港湾の各類型に適した港湾協力

（３）までの調査の結果を踏まえ、各港湾類型の課題・ニーズに、日本及び開発途上国の経済安全保障の観点も組み合わせて¹⁴、各港湾類型の港湾協力戦略を検討する。検討の過程で随時 JICA と意見交換する。検討の際は以下の点を考慮する。

- ① 港湾デジタル化・サイバーセキュリティに関して、特に自動化や DX の活用による港湾物流の効率化・高度化、本邦の TOS や Cyber Port の適用可能性、開発途上国と連携したサイバーセキュリティ対応。
- ② 気候変動対策・脱炭素等の国際的な潮流を踏まえた協力の方向性。
- ③ 背後の工業団地・経済特区や経済回廊全体を支える港湾。
- ④ 関係機関（政府、企業、国際機関）との連携方針。特にこれまでの研修事業を通じて構築したネットワークの活用。
- ⑤ （１）-４で整理した他ドナーの港湾協力との差別化
- ⑥ 経済安全保障の観点として、進化した「自由で開かれたインド太平洋」の内容（特にエネルギー・重要物資のサプライチェーン強靱化、自律性と強靱性）
- ⑦ 港湾メガオペレーター等の国際民間事業者による港湾整備・運営への参画が進展する中、開発途上国における経済安全保障の確保及び持続的な港湾発展と、民間事業者による効率的な整備・運営との両立に向けた港

¹⁴ どのように経済安全保障上の観点を分析に組み込んで協力戦略を導出するのか、分析手法をプロポーザルで提案すること。例えば当該港湾が接続する海上輸送ネットワークにおける役割、代替性、日本との物流・経済的な結びつき、物流ネットワークを寸断させるリスク・脅威、日本国内の技術継承・技術開発等から、当該港湾への協力が開発途上国と日本の経済安全保障に果たす意義や効果を評価することもあり得る。

湾管理運営の在り方とその実現に向けた港湾協力の方向性¹⁵。

(4) - 2 具体的港湾における協力候補案件の検討

(4) - 1 や現地調査の検討結果を基に 2 港程度を対象にして、港湾民営化やデジタル化・サイバーセキュリティ分野に資する技術協力、港湾整備、資機材供与などの具体的な協力内容（案件内容、想定事業スキーム、想定実施機関、期待される事業効果、概算事業費）を検討し、JICA に提案する。

(5) 以下の資料を作成・提出し、JICA からのコメントを得る。

① ドラフトファイナルレポート（日）

※ドラフトファイナルレポートの目次案については別紙 2 を参照する。

② 港湾に対する JICA のデジタル化・サイバーセキュリティ協力におけるガイドライン

※ファイナルレポートに添付する。

(6) ドラフトファイナルレポートに対する JICA のコメントを踏まえ、ファイナルレポート（日・英）及び付属資料を作成・提出する。

第 5 条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポートとする¹⁶（別紙 2：報告書目次案を参照）。

報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020 年 1 月）」を参照する。

¹⁵ 民間事業者が収益性に基づき行動する中で、港湾の効率性・国際競争力の向上のみならず、経済安全保障上の重要インフラとして、当該国による港湾運営への適切な関与を確保することが重要と思われる。このため、民間事業者による港湾整備・運営のメリットを活かしつつ、当該国の港湾の自律性及び強靱性を確保する観点から、港湾運営事業への現地企業・政府系機関の共同参画、契約条件の設定・交渉、モニタリング及び契約管理、規制機能等を含むガバナンスの強化が、民間事業者が参入する港湾での協力の方向性の一つと考えている。これら協力の有効性や根拠、適用条件等を分析すること。

¹⁶ 下記提出時期は目安であり、提案者は適切な調査行程を検討の上、プロポーザルにて提出時期を提案すること。

No.	レポート等の名称	提出時期	言語	形態	部数
1	業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ (Word 及び PDF)	—
2	インセプションレポート	業務開始時に JICA と協議し決定する	日本語	電子データ (Word 及び PDF)	—
			英語	電子データ (Word 及び PDF)	—
3	ドラフトファイナルレポート	業務開始時に JICA と協議し決定する	日本語	電子データ (Word 及び PDF)	—
4	ファイナルレポート	契約履行期間 末日	日本語	製本	5 部
				CD-R (PDF)	1 部
				電子データ (Word)	—
			英語	製本	5 部
				CD-R(PDF)	1 部
				電子データ (Word)	—
5	ファイナルレポートのサマリスライド (※ファイナルレポートへの添付不要)	契約履行期間 末日	日本語	電子データ (PowerPoint, PDF)	—
			英語	電子データ (PowerPoint, PDF)	—
6	港湾におけるデジタル化及びセキュリティに対する JICA の協力における JICA 内部向けガイドライン案 (※ファイナルレ	契約履行期間 末日	日本語	電子データ (Word 及び PDF)	—
			英語	電子データ (Word 及び PDF)	—

	ポートに添付不要)				
7	港湾におけるデジタル化及びセキュリティに対するJICAの協力における外部コンサルタント向けガイドライン（※ファイナルレポートに添付）	契約履行期間 末日	日本語	電子データ (Word 及び PDF)	—
			英語	電子データ (Word 及び PDF)	—
8	オンラインセミナーの教材一式	オンラインセミナー開催前	英語	電子データ (PowerPoint 等)	—

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	効率的な情報収集のための机上調査、ヒアリング調査含めた国内調査手法。	第4条 調査の内容 (1)-1、(3)-1
2	現地調査対象国と調査行程※実際の現地調査対象国は契約後にJICAとの協議によって最終決定するため、プロポーザル時点では考え方を重視する。	第4条 調査の内容 (1)-2、(3)-2
3	オンラインセミナー開催案	第4条 調査の内容 (3)-3
4	デジタル化・サイバーセキュリティ協力におけるガイドライン案の目次案	第4条 調査の内容 (3)-4
5	港湾協力戦略の検討への経済安全保障上の観点の組み込み方	第4条 調査の内容 (4)-1

報告書目次案

業務の最終成果品であるファイナルレポートには、下記第1章～6章に関する調査結果、及び⑨のセミナー開催報告書を含む。最終的な報告書の目次は、調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定する。

要約

1. 調査の背景・目的
2. 調査対象・方法
3. 主要調査結果
4. 課題分析
5. JICA 協力の方向性
6. 提言の要約

第1章 調査の概要

- 1.1 調査の背景
- 1.2 調査の目的
- 1.3 調査対象地域・対象国
- 1.4 調査の範囲
- 1.5 調査手法
- 1.6 調査実施体制
- 1.7 本報告書の構成

第2章 港湾分野の世界的動向と類型化

- 2.1 世界的な港湾分野の環境変化・競争力要因の整理
 - 官民連携（PPP）の動向
 - 船舶アライアンスの再編・寄港地集約化
 - 港湾と背後圏物流の接続
 - DX（AI 含む）・自動化・サイバー・脱炭素等の進展
 - 港湾協力・連携にかかる世界的な動向（デュアルユース等）
 - 港湾競争力を左右する潮流
- 2.2 現地調査による環境変化の実態把握
 - 対象国の選定・他港との比較の視点

- 港湾セクターの概況
 - 国際物流ネットワークの中での競争力の確立・維持における実態と課題
- 2.3 港湾類型と各類型の課題・協力実績整理
- Aグループ：基幹航路・地域ハブ（民間主導）
 - Bグループ：主要港（公共整備＋民間運営）
 - Cグループ：主要港（行政運営）
 - Dグループ：地方港・島嶼国港（行政運営）
- 2.4 港湾協力のレビュー
- 日本の港湾の強み・弱み
 - これまでの港湾協力(JICA・日本)
 - これまでの港湾協力(他ドナー)
 - 各ドナーの港湾協力の強みと日本の協力の差別化

第3章 港湾協力を取り巻く環境

3.1 我が国の政策

- 自由で開かれたインド太平洋（FOIP）
- 成長戦略会議

3.2 経済安全保障における港湾の役割とリスク

- サプライチェーンのレジリエンスの重要性
- 日本に接続する国際海上輸送ネットワークの状況とサプライチェーンを維持する上での課題
- 自動化・電子化に伴う情報漏洩等のサイバーセキュリティリスク

第4章 経済安全保障を支える港湾のデジタル化・サイバーセキュリティ（ASEAN 地域及び大洋州地域）

4.1 分析枠組み・対象範囲

4.2 参照枠の整理（国際動向・日本の制度・取組）

4.3 調査対象国・港湾の概況

- 制度・政策・規制枠組み
- 実施体制・ガバナンス・官民連携
- 港湾デジタル基盤・IT/OT 環境
- サイバーリスク管理・インシデント対応能力
- 人材育成・訓練・演習体制
- 他ドナー・民間事業者の支援・取組

4.4 協力ニーズ・優先度分析

- 国別・港湾別の成熟度及び課題の整理

- 協力ニーズの類型化（制度、組織、人材、技術、機材、連携）
- 優先度の比較分析及び案件形成上の示唆

第5章 オンラインセミナー実施結果

- 5.1 セミナー実施の目的
- 5.2 実施概要（日時、対象、参加者、方法）
- 5.3 プログラム構成
- 5.4 発表・討議内容の要点
- 5.5 参加者アンケート結果
- 5.6 ニーズ発掘結果

第6章 港湾協力方針案の検討

- 6.1 各類型の港湾協力の方向性
 - Aグループ：基幹航路・地域ハブ（民間主導）
 - Bグループ：主要港（公共整備＋民間運営）
 - Cグループ：主要港（行政運営）
 - Dグループ：地方港・島嶼国港（行政運営）
- 6.2 具体的港湾における協力候補
 - 各候補案件の概要（案件内容、想定事業スキーム、想定実施機関、期待される事業効果、概算事業費）
 - 実施条件・前提条件
 - 案件化に向けた次のステップ

付属資料

- 港湾におけるデジタル化及びセキュリティに対する JICA の協力における外部コンサルタント向けガイドライン

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：港湾物流及びサイバーセキュリティ・デジタル関連の調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙 3 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号）】

- ① 対象国及び類似地域：ASEAN 地域または大洋州地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

「第２章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

（２）業務量目途

１）業務量の目途 約 19.75 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、港湾物流及び実務的なデジタル化・サイバーセキュリティの専門性を持つ従事者をそれぞれ含めてください。

２）渡航回数を目途 延べ 8 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

現地再委託による調査項目は想定していませんが、必要な場合は理由と共にブ
ロポーザルで提案することを認めます。

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料 なし

２）公開資料

- JICA グローバル・アジェンダ「デジタル化の促進」
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/digital/index.html>
- JICA クラスター戦略「サイバーセキュリティ」
<https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/digital/ei8tc50000005j05-att/cybersecurity.pdf>
- ASEAN Japan Cybersecurity Capacity Building Centre (AJCCBC)
<https://www.jica.go.jp/oda/project/202210323/?wovn=en>

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、調査対象国の JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

（１）契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

77,947,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上を指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります(3,443,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	旅費	第2章 第4条 調査の内容 (1)-2、(3)-2	3,443,000円	業務従事者の現地業務旅費(航空賃、日当・宿泊料)	旅費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください(千円未満切捨て不要)。

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を

加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

2） 上記1）に記載がない国については OANDA レートを使用してください。

通貨 換算ツール | 為替レート | OANDA

（9）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙3：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	－	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ／体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○○	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○○	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)